

一般社団法人日本中華總商会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本中華總商会と称し、英文表記は CHINESE CHAMBER OF COMMERCE IN JAPAN(略称 CCCJ)とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、在日華僑華人企業及び中国資本企業の相互協力並びに日本企業との交流を促進し、世界各国の華人組織との連携を強め、よって会員企業の発展と地域経済の発展に寄与する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の相互交流及び親睦のための事業
- (2) 日本と中国の経済分野をはじめとする各方面で活躍している関連団体、機構等との相互交流のための事業
- (3) 世界各国の経済団体、とりわけ華僑華人経済団体との相互交流のための事業
- (4) 会員ならびに関係者の視野とビジネスチャンスを広げるための海外視察活動
- (5) 会員事業の発展及びコンプライアンス向上のための研鑽及び調査活動
- (6) 会報など刊行物(電子版含む)の編集発行
- (7) その他本会の目的に合う事業と活動

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の各号に該当する者で、次条の規定により本会の会員になった者をもって構成する。

(1) 正会員

- イ 企業正会員:日本国の法律にもとづいて設立され、華僑・華人が創立、経営、運営し、あるいは代表を務める法人企業。
- ロ 個人正会員:日本において個人的な資格等にて経済またはそれに準じる活動に従事している、または特別に認められた技能や貢献を有する華僑・華人である個人。
- ハ 団体正会員:本会の事業に対し賛同・支援する意思を有する、各種在日華僑華人経済団体。

ニ 分会正会員:本会の主導において設立する日本国内の地域華僑・華人経済団体。

(2) 賛助会員

イ 企業賛助会員:本会の事業に対し支援する意思を有する、日本国の法律にもとづいて設立されている法人企業。代表者の国籍・民族は問わない。

ロ 個人賛助会員:本会の事業に対し支援する意思を有する、日本において個人の資格等にて経済またはそれに準じる活動に従事している、または特別に認められたな技能や貢献を有する個人。その国籍・民族は問わない。

ハ 団体賛助会員:本会の事業に対し支援する意思を有する、日本における法人格を有する日本または他国の経済関連団体。

(3) 特聘会員

イ 企業特聘会員、団体特聘会員:本会の事業に対し賛同・支援の意思を有する、理事会が決議し特別に招聘する海外(特に中国)の法人企業または経済関連団体。

ロ 個人特聘会員:本会の事業に対し賛同・支援の意思を有する、理事会が決議し特別に招聘する海外(特に中国)の個人。

(4) 協力団体会員

本会と同種の目的をもち相互協力を行う経済関連団体。但し、第7条で定める社員資格は有しない。

2 会員の位置付けや詳細については、理事会において、別途定める。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、本会の理事2名以上の推薦を得て、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 承認の通知は代表理事より行う。

(社員)

第7条 本会の正会員、賛助会員及び特聘会員は、本会の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)上の社員とし、各1個の議決権を有する。

(会員の権限)

第8条 会員は本会の事業活動に優先的に参加する権利を有する。

2 正会員、賛助会員及び特聘会員は、社員総会に出席し、意見を述べることができる。

3 正会員、賛助会員及び特聘会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

(4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)

(5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)

(入会金、会費及び賛助金)

第 9 条 理事会で議決した特別免除の場合を除き、すべての会員は、入会金及び会費を納める義務がある。

- 2 賛助会員は入会金と会費のほか、本会の事業と活動を賛助するための賛助金を納める義務がある。
- 3 入会金、会費及び賛助金の金額及び納入方法並びにそれらの変更については、理事会において、別途定める。
- 4 特別の事情が生じた場合、総会の決議を経て、会員から臨時会費を徴収することがある。
- 5 会員は、会費納入前に退会届を提出した場合でも、その年度内の会費及び賛助金を納入しなければならない。
- 6 既に納入した入会金、会費及び賛助金は、返還しないものとする。
- 7 会費及び賛助金の納付期日は事業年度の 3 月 31 日までとする。中途入会の場合は、会費請求の指定納付期日とする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人となったとき
- (5) 会員である法人が解散したとき
- (6) 総会員の同意があるとき
- (7) 見做し退会と理事会が決議したとき

(会員資格の停止と退会)

第 11 条 会員が違法な行為またはその嫌疑がかけられ、本会の名誉を毀損するまたはその恐れがあるとき、理事会は決議によってこの会員資格を停止することができる。ただし、停止期間は次の総会までを超えてはならない。また、停止理由が消失と認められる場合、理事会は速やかにその資格停止処分を解除しなければならない。

- 2 会員は、退会しようとするときは代表理事に別に定める退会届を提出し、理事会の承認を受け退会する。

(除名と見做し退会)

第 12 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会に於いて総社員の議決権の 3 分の 2 以上の同意をもって当該会員を除名する。

- (1) 違法行為を始め、本会の名誉を毀損し又はこの定款に反する行為のあったとき
 - (2) その他会員として適当でないと理事会が認められたとき
- 2 前項第 1 号及び第 3 号の規定に該当して会員を除名する場合は、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により当該会員を見做し退会とする
 - (1) 会費を1年以上滞納し、再三の催促にも拘わらず納付を拒み続けるとき
 - (2) 会費を1年以上滞納し、提出された連絡先または担当者に連絡が着かないとき
 - (3) 無断で本会の名称、登録商標、会章を乱用し、再三の警告にも従わないとき
- 4 除名または見做し退会とされた会員の未納会費は本会に対する債務とし、理事会がその債務の放棄決議をしない限りは消滅しない。

第4章 総会

(総会の構成等)

第13条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会の決議事項)

第14条 総会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関し重要な事項を決議する。

(総会の開催)

第15条 定期総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員が代表理事に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求したときは、代表理事は、1箇月以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、その開会の日の1週間前までに、法令に定めるところにより必要事項を記載した書面または電磁的方法で社員に通知をしなければならない。

(総会の決議)

第17条 総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければ開催することができない。

- 2 総会の決議は、法令及びこの定款に別に定めがあるもののほか、出席した社員の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使及び書面による議決権の行使)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、代理人は、その権限を委任されたことを証する書面または電磁的方法を事前に議長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により議決権を行使した社員は、前条の規定では出席したものとみなす。

(総会の議長)

第 19 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(総会の議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、代表理事及び当該会議に出席した社員の中から選出された議事録署名人 2 名が記名押印しなければならない。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 30 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 3 名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、本会の正会員または賛助会員(会員が法人または団体である場合はその代表者)であることを要し、総会の決議によって選任する。監事は会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 本会の性質と目的を鑑み、正会員である理事の数が理事総数の三分の二以上を要する。
- 3 代表理事は理事会の決議によって正会員である理事の中から選定する。
- 4 理事を選任するときは、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の三分の一を超えてはならない。
- 5 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で年 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任するときは、総会員の議決権の三分の二以上にあたる多数をもって決議しなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬額として支給することができる。

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(理事会の開催)

第 30 条 本会は、3 箇月に 1 度、定期理事会を開催する。

2 代表理事が必要と認めるとき、又は理事の三分の一以上から請求があったときは、臨時理事会を開催する。

(理事会の招集)

第 31 条 理事会は代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故のあるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の 7 日前までにその通知を発しなければならない。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は代表理事とする。

- 2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故のあるときは、当該理事会において、理事の中から選出する。

(理事会の決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の半数以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき利害関係を有する理事を除く理事の半数以上が書面又は電磁的記録により意思表示をし、その過半数の同意を得、且つ監事が当該提案について異議なき場合、当該提案を理事会の決議として可決することができる。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 3 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 執行理事会、評議員会及び事務局

(執行理事及び執行理事会)

第 35 条 理事会の委譲に基づき、本会の日常業務の運営執行を担う執行理事会を置く。

- 2 執行理事会の会長は代表理事が担当する。
- 3 執行理事会のもとに必要なに応じて複数の専門委員会を設け、関連業務の運営執行を担当する。
- 4 執行理事会はすべての執行理事をもって構成される。
- 5 執行理事は所定の規定に従い、本会の会員(団体会員の場合その代表者)から選任する。役員による兼任も可とする。執行理事は原則として1つ以上の専門委員会に所属し、責任をもってその業務を担当しなければならない。
- 6 執行理事は、20 名以上 70 名以内とする。
- 7 執行理事の任期は、理事の任期と同じとする。
- 8 執行理事会の任務ならびに執行理事会の構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(評議員及び評議員会)

第 36 条 理事会に対する諮問・提言機関として評議員会を置く。評議員会は在日華僑団体との連携をも担当する。

- 2 評議員会の会長は代表理事が担当する。
- 3 評議員会はすべての評議員をもって構成される。
- 4 評議員は所定の規定に従い、本会の会員(団体会員の場合その代表者)から選任する。役員による兼任も可とする。

- 5 団体会員の代表者は原則として評議員になる。
- 6 評議員は、20名以上70名以内とする。
- 7 評議員の任期は、理事の任期と同じとする。
- 8 評議員会の任務ならびに評議員会の構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(事務局及び事務局員)

第37条 本会の日常の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は、理事会の推薦を受け、代表理事がこれを任命する。
- 3 事務局は、必要に応じて、理事会の承認を得て事務局員を雇用することができる。また、その事務の一部を外部に委託することもできる。
- 4 事務局の任務、構成及び運営管理に関して必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第8章 分会及び聯誼会

(分会)

第38条 分会は本会が日本国内所定の地域における事業活動が当該地域の会員のニーズや地域の特徴をより的確に反映するために、理事会の決議によって設置する機関である。分会はその法人格の有無にかかわらず、本会の下部組織として、その運営に関する規程は理事会で別に定める。

- 2 分会は本会の直属機関として、本会理事会と別途締結する覚書に基づき、その地域名を冠した「中華總商會」の名称及び本会の会章を使用することを可とする。
- 3 分会に所属する本会の会員が第9条で定めた入会費、会費及び賛助金を分会に納めるとする。分会はその所在地域などの特殊性を鑑み、その総会決議によって本会と異なる基準を設けることが可とする。

(聯誼会)

第39条 本会は海外で本会の元会員や関係者を中心に構成される聯誼会を積極的に支援し、相互交流と相互協力を通じて本会の事業に寄与するために、聯誼会を本会の団体正会員として受け入れる。

第9章 名誉職

(名誉職の人選等)

第40条 本会に名誉職として、理事会決議によって若干名の最高顧問、名誉会長及び特聘榮譽顧問を置くことができる。

- 2 最高顧問は、会長(理事長)経験者から選ばれ、重要会務について意見陳述又は勧告することができる。
- 3 名誉会長は、会長(理事長)経験者から選ばれる。特例として副会長(副理事長)経験者のうち特別な事情が認められた者から選ぶこともできる。
- 4 特聘榮譽顧問は、日本あるいは中国の産官学界において功績があり、かつ本会の事業に対し賛同・支援する意思を有する方から選ばれる。
- 5 名誉職の選解任については、理事会の承認を得るものとする。
- 6 名誉職についてその他必要な事項は、理事会において定める。

第 10 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 42 条 本会の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は理事会で定める。

(事業年度)

第 43 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、当年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 本会の事業計画書収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定期総会に提出し承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類ほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間据え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款を変更するときは、総会に於いて総社員の議決権の 3 分の 2 以上の同意を要する。

(解散)

第 47 条 本会は、法令で定められた事由により解散する。

- 2 前項の解散の決議、その他法人法第 49 条第 2 項に掲げる事項の決議は、総会に於いて総社員の議決権の 3 分の 2 以上の同意をもって行う。

(残余財産の帰属)

第 48 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、本会の設立日(2012年4月2日)から施行する。
- 2 本会の最初の事業年度は、本会の成立の日から2012年12月31日までとする。
- 3 本会の設立により、任意団体たる日本中華総商会の会員及び一切の資産は、本会が継承する。
- 4 下記改訂内容を含むこの改正定款は2019年6月14日の理事会および執行理事会で議決され、直ちに施行する。
 - (1) 事業内容の定義
 - (2) 会員構成
 - (3) 会員の社員資格
 - (4) 分会、聯誼会の位置付け
 - (5) 名誉職及びその人選条件の定義
- 5 下記改訂内容を含むこの改正定款は2022年3月23日の総会で決議され、直ちに施行する。
 - (1) 分会の位置付け、議決権、名称と会章の使用についての定め
 - (2) 見做し退会処分について
 - (3) 役員任期
 - (4) その他法人法に合致しない表現
- 6 下記改訂内容を含むこの改正定款は2023年1月20日の総会で決議され、直ちに施行する。
 - (1) 第21条(役員設置)第1項の役員人数の変更
 - (2) 第7章の名称の変更
 - (3) 第35条(執行理事及び執行理事会)第1項以降の執行理事会及び執行理事に関する規定の追加と変更
 - (4) 第36条(評議員及び評議員会)の追加
(以降各条の繰り下げ)
 - (5) 第37条(事務局及び事務局員)第3項に事務の外部委託の追記
第4項(事務局の任務、構成及び運営管理)の追加
 - (6) 第40条(名誉職の人選等)第1、第5、第6項の総会決議を理事会決議に変更
- 7 下記改訂内容を含むこの改正定款は2024年1月26日の総会で決議され、直ちに施行する。
 - (1) 第5条(会員)第2項会員の位置付けや詳細について、理事会において、別途定めることを追加
 - (2) 第6条(会員資格の取得)第1項の推薦要件を変更
 - (3) 第9条(入会金、会費及び賛助金)第3項を総会の決議から理事会決議に変更し、別途定める
第7項会費及び賛助金の納付期日についての定めを追加
 - (4) 第16条(総会の招集)第3項に電磁的方法による招集の規定を追記
 - (5) 第18条(議決権の代理行使及び書面による議決権の行使)第1項に電磁的方法による議決権行使
の規定を追記
 - (6) 第33条(理事会の決議)の出席の定足数を変更
第2項に理事会の書面決議を追加
- 8 下記改訂内容を含むこの改正定款は2025年1月24日の総会で決議され、直ちに施行する。

- (1) 第1章第2条事務所住所変更
- (2) 第3章第5条会員の(3) 特聘会員に個人特聘会員を追加